**ご利用（訪問看護）までの流れ{ｈ2}**

**１．ご相談**

ご利用に対してのご相談をお受けいたします。事業所の職員にご相談ください。

ご担当されているケアマネージャーの方、地域包括支援センター職員の方からのご相談でも

結構です。

※要介護認定にて要支援1～2、要介護1～5の認定を受けている方が対象となります。

**２．利用に必要な書類の提出**

「居宅サービス利用共通申請書」に必要事項をご記入頂き、併せて「訪問看護主治医指示書」をご提出頂きます。

申請書類については以下よりダウンロードしていただくことが可能です。

※介護保険でのご利用の場合はご担当のケアマネージャー若しくは地域包括支援センターの職員を通してお申込み頂きます。

※医療保険でのご利用の場合は病院の地域医療連携室を通してお申込み頂きます。

・居宅サービス利用共通申請書（※1)

・訪問看護主治医指示書（※2）

**３．利用に対しての調整・検討**

ご提出いただいた書類とご利用希望日時を確認して、調整・検討を行います。

**４．利用者様との面談、状況確認**

ご利用に際して、ご自宅等に訪問し、ご利用者様の詳しい心身の状況などの確認をさせていただきます。ケアマネージャーの方や地域包括支援センター職員の方に同席いただくこともあります。

**５．サービス担当者会議**

ご担当のケアマネージャー若しくはご担当の地域包括支援センター職員の主導でサービス担当者会議をご自宅等にて行います。※医療保険でのご利用の場合は実施しない場合がございます。

**６．利用契約**

重要事項の説明をさせていただき、説明内容に同意されましたら、ご利用の契約を交わしていただきます。

**※４・５・６は同時になる場合がございます。**

**７．利用開始**

ご利用者様のご自宅に伺い職員一同、誠意をもって療養上の看護をさせていただきます。

※この流れは状況により変更する事がございます。また緊急の場合には状況に応じて対応いたします。

※ご利用についてご不明な点があれば、事業所の職員までお問い合せください。